

令和 2 年 3 月 23 日

各商工会 御中

三重県警察本部
生活安全部生活安全企画課長

古物営業法の一部を改正する法律の施行に係る主たる営業所等届出書の
提出の周知依頼について

平素から警察行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年4月25日、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号。以下「改正法」という。）が公布され、令和元年11月22日に施行期日を定める政令が公布されたことによって、改正法の全面施行期日が、令和2年4月1日と定められました。

これに伴い、令和2年4月1日以降も引き続き営業を営もうとする全ての古物商及び古物市場主について、令和2年3月31日までに「改正法附則第2条に規定されている主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地の届出」をする必要がありますので、別添資料を活用され、貴会会員様をはじめ関係者に古物商及び古物市場主の方がおられましたら、御周知くださいますようご協力をお願いいたします。

問合せ先

三重県警察本部生活安全企画課
許可等事務係 金森・鈴木
059-222-0110（内線3026）

重要

古物商・古物市場主すべての方が対象です

主たる営業所等の届出はお済みですか？

古物営業を営む皆様は今一度ご確認を！

今月**3月31日**までに「主たる営業所等届出書」を提出しなければ、**許可が失効**します！

対象となる方

現在、古物商・古物市場主の許可を有している方で、令和2年4月1日以降も、引き続き古物営業を営む方

注意

このような場合も届出が必要となります。

- 個人事業主で、自宅で営業している。
- 営業所・古物市場が1つしかない。
- 1つの県内にしか営業所・古物市場がない。

3月31日までに必ず届け出てください。

ご不明点や手続についてのご相談等ありましたら、**必ず3月31日までに**警察署や三重県警察本部生活安全企画課にご相談ください。

※ 代理人による届出も可能です

(委任状が必要となります。届出先の警察署にご相談ください。)



【提出する書類】
「主たる営業所等届出書」



【提出先】
主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署